

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第31号 2017年7月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

| | | |
|---|-------|----|
| コラム 活動報告記録 「神辺靖光先生宅訪問記」 | 雨宮 和輝 | 2 |
| 逸話と世評で綴る女子教育史(31) 下谷仲御徒町と奥原晴湖、日尾直子の女傑二人 | 神辺 靖光 | 4 |
| 東京文教地区協会連合会の不忍池埋立反対の請願 —清家清旧蔵資料ファイルから— | 谷本 宗生 | 8 |
| 新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(30) 学校沿革史にみる補習科・専攻科(26):広島県(4) | 吉野 剛弘 | 12 |
| 学生課・学生部について⑥ 『東北大学五十年史 上』(2) | 山本 尚史 | 16 |
| 近代日本における大学予備教育の研究(31) —大学予科の学科課程 同志社大学②— | 山本 剛 | 19 |
| 教育史研究のための大学アーカイブズガイド(4) —日本における大学アーカイブズ設置の契機— | 田中 智子 | 22 |
| 教育における自治(3) 石田雄『自治』を読む(2) | 富岡 勝 | 27 |
| 《続報》今年は「女学校と女子教育」がテーマ 旧制高等学校記念館「第22回夏期教育セミナー」 | 金澤 冬樹 | 29 |
| 刊行要項(2015年6月15日現在) | | 31 |
| 編集後記 | | 32 |

コラム
活動報告記録
「神辺靖光先生宅訪問記」

あのみや かずき
雨宮 和輝
(早稲田大学)

2017年4月20日と5月18日に筆者の指導教授である湯川次義先生(早稲田大学教育学部教授)とゼミ生一同(修士課程学生4人、博士課程学生5人の計10人)で、神辺靖光先生の御宅に伺った。

訪問の際には、神辺先生の大学・大学院時代の経験や、研究者にとって重要なことは何かといった貴重な話をさせていただいた。本文は二回の訪問の際の報告である。

1、教育史研究との出会い

当初、神辺先生は、日本の能の大成者である世阿弥(1363?~1443?)を中心とした能楽書に関する研究に取り組んでおり、修士論文も『能楽者の稽古法』という題目であった。その後、研究テーマの発展性を探求する中で、教育を研究テーマの中心としていく。また、早稲田大学文学研究科の博士課程進学の際には、漢文の勉強に取り組んだ。神辺先生が進学された当時は、同大学の文学研究科の博士課程の入学試験において、語学の試験では漢文の選択が可能であった。これを契機として、四年間、漢文の勉強をする。漢文の勉強を通して興味を持った漢学塾の存在が、後に研究対象の一つとなる。

そして、教育史研究に関しては中学・高校の教育課程の研究を経て、明治期・大正期の中学校・高等女学校・実業学校のカリキュラムを研究した。漢学塾が都市の私立中学校になったことに着目し、博士論文『日本における中学校形成史の研究・明治初期編』へとつながっていく。さらに、中学校のカリキュラム研究と私立中学校研究が結びつき、地方教育史学会を足場とした全国調査へとつながっていった。

2、教育改革と教員時代

神辺先生が中学・高等学校の教諭を務めていた時期は、1950年~1960年であり、この時期は日本の中学や高等学校で、学習指導要領の改訂に伴い、現場での教育改革が必要とされていた。その際に、日本私学教育研究所に研究員として所属していた神辺先生は、文部省との審議会に出席してい

る。1960年には、高校への進学率が50%を超え、エリート養成の場であった高校が大衆化していった。大衆化により、高校のカリキュラムについていくことができない生徒が出現し、教室が荒れ始めるという状況が発生した。教育現場では生徒の学力向上が求められたが、様々な生徒がいる中で一律に学力向上を行うのは難しいという見解から、神辺先生は審議会において部活による人間形成を行うことで、学力の向上につなげることを提言した。このような経験から、教育史研究者に必要なのは鋭い感性であり、教育史研究者は、過去の歴史だけを研究対象とするのではなく、現在の教育の問題を考える義務が存在すると指摘された。

3、学会の設立と研究者にとって必要な能力

神辺先生は日本教育学会、教育史学会の設立当時の状況に関する話もされた。1950年代は、日本教育学会が「教育の再建」というテーマのもとに、戦時中、停滞していた活動を再開しようとする時期であった。それに伴い、教育史の分野でも、教育史学会が創立された。院生時代の神辺先生も、教育史学会が発足間もない頃に参加している。また、1955～1965年は、各研究者が活発に議論を行うなど、教育史が学問として恵まれた時代であったという。

さらに、研究者にとって重要なのは何かという話もされた。研究者にとって重要なのは、常に何かしらの研究テーマを持つことであり、展望性のある小さなテーマを設定し、大きなテーマにつなげていくことが重要であると指摘された。そして、様々なテーマへと研究の問題を広げていくことで、従来の研究以上に研究の範囲を拡大させていくことができるのである。

今回、神辺先生の御宅に訪問し、様々な話を聞くことができたのは、筆者にとって、非常に貴重な経験となった。最後に、二度の訪問において貴重な話をさせていただいた神辺先生に、感謝を申し上げたい。

※神辺先生には、一度本文を御覧頂いている。その際には筆者の文章に指摘をいただいた。また、筆者が現在取り組んでいる研究に、温かい励ましの言葉をいただいた事に関しても、改めて感謝を申し上げたい。

*このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしています

逸話と世評で綴る女子教育史(31)

下谷仲御徒町と奥原晴湖、日尾直子の女傑二人

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

これまでアメリカプロテスタント系の英語女学校と京都・東京の女紅場を書いてきたが江戸以来の漢学塾系女学校もあったということ、東京のそれを素描しよう。

江戸下谷仲御徒町したやなかおかちまちから練併小路ねりべいこうじ一帯(現台東区JR山手線おかちまち駅東側)は徒士侍(騎馬を許されない下級武士、俗に御家小旗本という)の小住宅地にあったが、そこはまた大沼枕山の下谷吟社すずき 松唐しちきよくの七曲吟社など天下に名だたる漢詩人の本拠地であったし、高名な書家・関雪江の雪江楼も門を張っていた。彼らは江戸の街から集ってくる門人弟子の詩書を指導するばかりか、遠く他国の詩社吟社から送ってくる漢詩の添削をしたり多忙な日々を送っていた。彼らの門人は百人を超えていたので、手狭な下谷の住いでは教えられない。日時を決めての入れ替わり立ち替りの授業だが、時には門人一同で合評会もしたい。それには格好の場所があった。近くの不しの忍ばずのいけ池畔いけのはた、池之端に立ち並ぶ酒樓料亭である。そこを借り切って詩・書の合評会を開き、終れば宴会となる。合評会は各自作詩の吟詠からはじまる。この吟詠は現在の声を張り上げるものではない。あれは明治中期から始まったもので、当時の詩吟は通常の読み方に多少抑揚をつけた静かで深みのあるものであった。

経史子集といわれるように漢詩は本来、儒学を学ぶ一つの途で、漢学の中の一つである。しかし朱子学の屁理屈にこり固まった当時

の儒学は面白くない。いきおい情感ほとぼしる詩の世界に走る者が多かった。古代の大学寮で本家の明経道から亜流の文章道に移る公家が多かったのと同じである。こうして平安時代に和歌が興ったように江戸後期に漢詩が盛んになった。熱血溢れる幕末の志士たちが漢詩を愛したことは故なしとしない。江戸の下谷は漢詩の本場になった。

さて漢詩の合評会である。その後の宴会が楽しみであるが、座興に即席の筆を揮^ふって書や絵を画くことが流行^{はや}った。山水画では古くから画面の余白に賛^{さん}を書く。賛は画意に合う詩を書く^と趣がよい。かくして詩に興じた画家と書家と一緒に^なって書画会が開かれるようになった。その様子は天保3(1832)年刊の寺門静軒著『江戸繁昌記』初編・書画会に詳しく載っている。漢詩人、書家、画家の例会は忽ちのうちに扇屋、筆屋ら商人の知るところとなって座興の筆のすざびは商品と化し、商人は儲け、文人墨客の懐ぐあいもよくなったのである。

下谷仲御徒町には一代の女流文人画家・奥原晴湖が住んでいた。晴湖は下総古河藩士の娘、奥原家の養女、若くして南画(文人画)の諸家に習って腕をあげ幕末に江戸に出て下谷に卜居した。明治3年秋の「東京諸先生高名方独案内」(石井研堂『明治事物起源』所収)に画師・下谷・奥原晴湖の名があがっている。この一枚刷り紙片は280人の東京在住の学者、芸術家、医者、武芸家を並べ立てたものであるが、英学者・福沢諭吉、儒学者・芳野立蔵、剣術・斎藤彌九郎らと同列に奥村晴湖の名が見られる。晴湖は参議・木戸孝允の庇護のもとで、文人墨客と交流し、明治5年には宮中で御

前揮毫まで行い名を馳せた。明治中期の新聞記者・山本笑月は次のように述べている。

「閨秀画家も明治時代には大物がそろっていた。その筆頭は明治初期の書画界に男子以上の幅を利かせた奥原晴湖、気性も頑強なら画風も頑強、文人画としても磊落極まる筆法で書蹟も剛放、それで身装も白縮緬の兵児帯姿で男子そこのけ、当時一流のばりばりであったが、晩年文人画の衰退と共に熊谷に引退、不遇で終わった」（山本笑月『明治世相百話』）。

その奥原晴湖が明治初年に下谷仲御徒町の私宅で春暢学舎という女塾を開いていたのだ。調査年代明治4年という『日本教育史資料8』の東京府私塾調では教授学科は書画、女生徒数170。東京府の明治6年開学明細書では教授学科は四書五経と史類、女生徒数3名と違う。前者は旧来の文人画の門人、後者は近隣の童女に漢文を教えたことを言うのであろう。

幕末の漢学者にして国学者、漢詩もやれば和歌もやるという多才な日尾荊山の娘、日尾直子も晴湖と同じ仲御徒町三丁目に父ゆずりの至誠塾を開いていた。前掲『日本教育史資料8』では男子生徒12に対し、女子生徒18であるが、明治9年の東京府調査では男子33に対し女子88（『文部省第4年報1』）、この時は私立中学校になっている。学科は国語と漢文で、古事記、万葉集、古今和歌集や十八史略、元明史略、文章軌範等、和漢の書籍が教科書であった（明治6年・東京府開学明細書）。

明治11年に入学したという園豊子の「日尾塾のことども」という回想記(昭和13年・月刊『日本及日本人』4月号)がある。散文的でわかりにくい、この私塾の生活をあらましみれば次のようである。塾は男塾と女塾に分かれ、先生の居間という別棟があった。入塾時期のきまりはなく、入塾は何時でもよかった。学費塾費は食費を含めて一月2円50銭、暮の20日から正月10日までと夏一ヶ月の休暇に家に帰るが、他は退塾するまで塾生活を続ける。

授業は日曜日を除く毎日、朝から夕方までで、時間のきまりもクラスもない。先生または代稽古の先輩が授業をはじめた時が始業で終わった時が終業である。昼食があったから、その時間が昼休みなのだろう。授業は徹底的な個別指導で、和漢の書の素読と習字。土曜日に日尾先生の講義が男女別にある外は全員集る一斉授業はない。入学したい時に来て止めたい時に退学すればよいというものであった。これは女子だけのきまりであったと思うが、日曜日も外出は許されない。塾で出される菓子を食べながら草双紙や物語を読んだり、遊んだりした。楽しみは年2回春秋の遠足。塾出入の職人が弁当持ちで先導し、飛鳥山まで遊びに行くことぐらいであった。朝の起床から夜9時の就眠まで、掃除、入浴、食事等の躰作法がきびしかった。三度の食事の賄いは日尾直子づきの5人の女中がやったと言う。

【参考文献】 永井荷風『下谷叢話』。

東京文教地区協会連合会の不忍池埋立反対の請願

—清家清旧蔵資料ファイルから—

たにもと むねお

谷本 宗生(大東文化大学)

敗戦後の南原繁総長らの文教地区構想については、『東京大学百年史』通史2(1985年)などに言及があるが、いまだその実態は十分明らかにされていないといえるだろう。当時、東京大学の厚生部長を務めた斯波義慧の聞き取り証言では、「[聞き取り側]『[昭和]二十一年三月、東京帝国大学文教地区計画委員会委員を委嘱すとありますが、文教地区というのはどういう地区ですか。』斯波『文教地区というのは南原先生の構想でして…。』[聞き取り側]『南原先生のイニシアチブですか。』斯波『そうです、そういうことを考えていたんです。つまり、上野から岩崎邸跡、湯島聖堂跡も含めこっちへずっと小石川植物園あたりまで文教地区にしよう、そこには下らんものは要らない。だから不忍池を埋め立ててプロ野球の野球場にしようとする計画が当時民間にあったのを反対したんですよ。』[聞き取り側]『不忍池の野球場は、かなりの実現化の方向に進んだ時期があるんです[か]。その野球場の計画については何か記録が残ってますか。評議会の記録に多少[あるか]。委員会の記録は…。』斯波『学内の委員会です。われわれはただこういう委員会をつくったというひとつのかたちの段階です。具体的に計画を進めたというところまではいっていなかったのです。学内だけで、都なり国なりに要求して行こうというわけです。』[聞き取り側]『でも一応新聞なんかで表には出たんですか。』斯波『ええ。そういうことで野球

場の計画も握りつぶさせたんですよ。』[聞き取り側]『誰が握りつぶしたんですか。いや、東大が野球場の計画をけしからんといったので、都が計画を諦めさせたんです[か]。』斯波『(東大の計画は)上野の山からずっと湯島まで文教地区ということで、なかなか大きな計画でしたよ。』…[聞き取り側]『これは外からのそういう動きがあったからつくられたものですか。それともこれができていたために不忍池の野球場計画が中止になったんですか。』斯波『そういう文教地区の構想が頭にあったんです。だから、早くそういう考えを表に出さなければ、後の祭りになってはいけないというのです。』[聞き取り側]『それは南原さんのときですか。』斯波『ええ。あの先生は、私らに先手を打て、後手後手に廻ってはだめだ、とやかましくいわれた。』)(『東京大学史紀要』第2号、1979年、57～58頁)と記されている。

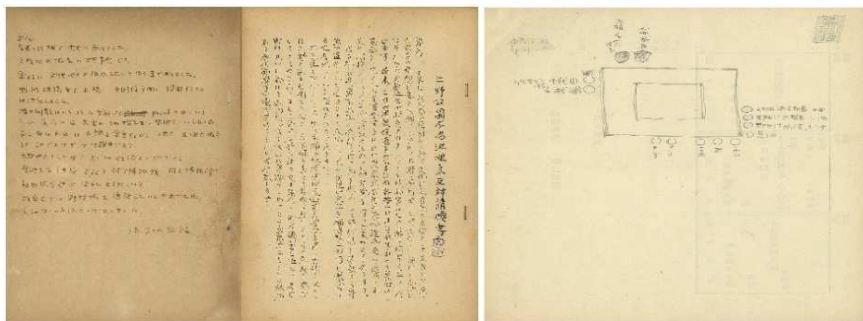
このたび、別の調査目的で建築家の清家清(当時、東京工業大学助教授)旧蔵資料ファイル(港や書店より谷本入手)をみていたら、幸いにしてか、東京文教地区協会連合会会長南原繁「上野公園不忍池埋立反対請願書(案)」(謄写版、1949年頃作成か)を見い出せたのである。当時、大岡山文教地区の検討を主に行っていた東京工大の清家も、東京文教地区協会連合会の理事であった。東京文教地区協会連合会は、南原会長のもと敗戦後の東京文教地区実現のために、学校(大学)を中心とする教育環境の整備を審議検討していたのである。問題の「不忍池埋立反対請願書案」は、当時の文部大臣、建設大臣、東京都知事、東京都議会議長らに宛て表明することを想定し作成されている。

「謹啓 曩に東京都復興計画に於て文化日本首都の象徴として文教地区等の設定の構想に基き本郷、小石川、上野、早稲田、三田、大岡山、神田の各地区にそれぞれ文教地区が指定されましたことは邦家のため真に欣幸の至りに存じます。爾来、これが建設促進を図るため各地区にはそれぞれの文教地区協会を、又これらを連合するために東京文教地区協会連合会が結成され共に相携えてその目的達成のための諸事業を行って来たのであります。然る処最近上野不忍池の全部又は一部を埋立てて、野球場を建設する計画が進められて居ることを仄聞し、其の実現が文化首都建設上如何に影響する処甚大なるかを懼れるものであります。不忍池を中心とする上野、本郷の地域は由来幽翠の環境を持ち芸術を主とした上野方面と学術を中心とした本郷方面との相関に於てよくその意義を發揮してきたのでありまして将来も特に此の点を強化し、他方後樂園地区(春日町附近)に於ける運動場施設を大いに発達せしめてこそ文京[ママ]地区としての秩序ある理想的環境が造成されるものと確信致します。此の見地より致しまして不忍池はどこまでも優雅清澄の池として復旧し日本的美の豊かさと共に国際都市に相応しい新感覚をも十分に盛りこんだ公園とすることを希望するものでありまして野球場をつくる等いやしくも施設過剰な市街地的性格を持たしめるが如きは都市計画の秩序を紊り、都市美を破壊するものと断ずるものであります。加之、不忍池は上野、本郷台の雨水調節の貯留池となりよく下谷、浅草等の下町地区を浸水の惨禍から救う安全等の役目を果して居るのでありますから保安上、衛生上の見地からも不忍池の埋立は絶対に阻止すべきものと考えます。茲に東京文京[マ

マ]地区協会連合会は不忍池埋立に強く反対意見を表明するもので此の際速かに御覧察の上御高配下されんことを御願ひ致します。」

この他、資料ファイル所収の清家自筆メモには、「[1949年9月か]27日 学長の代理で東大へ参りました。文教地区協会の理事会です。要するに文教地区を推進したいとゆう事でありました。別紙決議案を上提、各関係方面に提出することに決定しました。[不忍池]埋立問題はいろいろな方面からpushされているらしい 某 G.H.Q.高官もその埋立に賛成していただける由。而しG.H.Q.は与論を尊重するから、埋立、反埋立両方ともしのぎをはずって活躍中である。文教地区としても大いに頑張るつもりである。芸術大学(美校、音校)、科学博物館、国立博物館、動物園等も亦埋立に反対している。新宿では野球場を誘致したいと申出でた由、大体以上のようなことでありました。」と記されている。

不忍池埋立反対の請願は、事態の仔細を記した同上資料ファイルをみる限り、敗戦後の東京文教地区を推進したいとする東京文教地区協会連合会全体の総意であったといえるだろう。



新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(30)

学校沿革史にみる補習科・専攻科(26):広島県(4)

よしの 吉野 たけひろ 剛弘(東京電機大学)

これまで検討してきたように、広島県の補習科は低調である。その中で、私立の修道高等学校の専攻科は、出色の存在である。今号では、この専攻科について検討する。

修道高等学校の専攻科は、1956(昭和31)年に設置された。そのときに定められた規程は以下の通りである。

修道高等学校専攻科規程

第一条 本校は学校教育法第四十八条の定めるところに従い専攻科を置き、高等学校を卒業した者に対して国語・社会・英語・数学・理科等につき精深な知識を授けてその研究を指導して、修道学園伝統の精神に基く教育を施し、教養の高い社会人を育成することを目的とする。

第二条 専攻科は修道高等学校専攻科と称し、広島市南千田町一九九番地修道高等学校にこれを併置する。

第三条 専攻科の入学定員は四十名とする。

第四条 専攻科の修業年限は1カ年とする。

第五条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六条 学年を分けて左の二学期とする。

第一学期 四月一日に始まり九月三十日まで

第二学期 十月一日に始まり翌年三月三十一日まで

第七条 休日を次のとおりとする。

- 一 国民の祝日
- 一 日曜日
- 一 開学記念日

一 夏季及び冬季の授業休止若干日

第八条 教科課程及び授業日時数並に単位数は次のとおりとする。

| 教科 | 必修選択 | 科目 | 一週教授時数 | 総時数単位数 |
|------|-------|------|------------|-----------------------|
| 国語 | 必修 | 国語 | 4 | 180(6) |
| | | 漢文 | 2 | |
| 社会 | 二科目選択 | 日本史 | 2 | 120(4) |
| | | 世界史 | 2 | |
| | | 人文地理 | 2 | |
| | | 時事問題 | 2 | |
| 保健体育 | 必修 | | 2 | 60(2) |
| 英語 | 必修 | | 6 | 180(6) |
| 数学 | 二科目選択 | 解析1 | 3 | 180(6) |
| | | 解析2 | 3 | |
| | | 幾何 | 3 | |
| 理科 | 二科目選択 | 物理 | 2 | 120(4) |
| | | 化学 | 2 | |
| | | 生物 | 2 | |
| 芸能 | 一科目選択 | 音楽 | 1 | 30(1) |
| | | 図画 | 1 | |
| | | 書道 | 1 | |
| 合計 | | | 29 ~ 35 | 1050 ~ 870 (29~35) |

第九条 各教科の課程の修了は出席日数及び平素の成績を
考査して与える。

修了は二十九単位以上を得なければ認めない。

第十条 校長は専攻科の課程を修了したと認めた者に対して
修業証書を授与する。

第十一条 職員の組織は次のとおりとする。

主 事 一名(中高部主事兼務)

| | |
|------|-------------------|
| 専任教諭 | 一名 |
| 兼任教諭 | 一四名(修道高等学校教諭が兼ねる) |
| 事務職員 | 一名 |
| その他 | 一名 |

第十二条 入学許可は校長がこれを行う。

入学志願者が募集定員を超過した場合は選抜考査を行う。これが細則は別に定める。

第十三条 専攻科に入学することのできる者は高等学校を卒業した者とする。

第十四条 専攻科生徒が休学又は退学しようとするときは校長の許可を受けなければならない。

第十五条 入学出願者は入学考査料として五百円を出願の際納付するものとする。

第十六条 授業料は一カ月壹千円とし出席の有無にかかわらず学校指定の日にこれを徴収する。

月の中途から入学した者に対してはその月から徴収する。

第十七条 既納の入学考査料・授業料は如何なる事由があつても還付しない。

第十八条 停学又は疾病その他の事故によって欠席した者も授業料は徴収する。但し、休学を許可せられた者はこれを免除することができる。

第十九条 授業料を指定の期日までに納入しない者に対しては、二週間以内の期限を付して督促状を発し、尚納入しない者には停学を命ずる。

停学一カ月を経過するときは職員会議に付して除籍処分をすることができる。

第二十条 専攻科生徒の身分取扱については修道高等学校生徒に準じて行い、校則の遵守賞罰等もその学則を適用する。

附 則

この規程は昭和三十一年四月一日から施行する

(『修道学園史』pp.324-327)

修道高等学校の専攻科は、学校沿革史に教育課程が記載されている唯一の事例である。英語、数学、国語といった受験教科に多くの時間が割かれているのが、一方で芸能1時間、保健体育2時間も配当されているこの2教科で全体の1割を占めており、同じく専攻科を有していた鳥取県のものと比較しても多い。

また、第一条の目的に「受験」という文言はない。あくまで「教養の高い社会人」の育成が目的である。教養の高い社会人に芸術や保健体育がどの程度必要なのかは議論が分かれるところだが、受験教科に限定した教育課程というものは、普通科の専攻科という枠組みの中では難しかったものと考えられる。

なお、修道高等学校の沿革史である『修道学園史』は、1957(昭和32)年刊行のものと、1978(昭和53)年刊行のものがある。専攻科を設置して1年しか経っていない前者では、上述の規程とともに専攻科が設置された事実が述べられるのみである。一方、設置からかなりの時間が経った後者にあっても、設置の事実が述べられるのみである。それゆえに、この専攻科が何年続いたのか、どのくらいの生徒が在籍したのかについては不明である。

学生課・学生部について⑥

『東北大学五十年史 上』(2)

やまもと ひさし
山本 尚史(長崎女子短期大学)

今号も『東北大学五十年史 上』(以下、五十年史)を見ていきたい。前号では「学生監」についての記述を紹介した。今号では「学生課」をめぐる記述に焦点をあてていきたい。「学生課」については第一部通史「第四編 充実時代」の「第四節 学生課長・学生委員」で、述べられている(注1)。特に五十年史では、昭和8年の京大事件を経て、文部省と東北帝国大学の間が生じた指導のスタンスの違いに着目した記述がなされている(注2)。

京大事件以来いよいよ本格化してきた学生運動は、今までのような各個ばらばらの盟休などではなく、全国の大学高等専門学校と連絡をたもち、さらには教官層との連携もうまれてきているので、一段と複雑になった。これに対し文部省は、後の思想局長となつた伊東延吉を学生部長として、一層きびしい弾圧にのり出してきた。ここにおいて問題は新たな局面に入り、大学そのものと、文部省の出先機関のような学生課とはしつくりゆかず、大学は大学独自の見解と方針をとつて、文部省のゆきすぎた統制に対立するようになってきたのである。

東北帝国大学では、大学と学生課の間が「しつくりゆかず」、「大学独自の見解と方針」で文部省の「ゆきすぎた統制」に対立したと

される。この「しつくりゆかず」の様子について五十年史では以下の例を挙げて説明されている(注3)。

東北大学が学生主事に教授広浜嘉雄を兼任させたのも、それ故(筆者注 しつくりゆかず)だった。検挙された学生など、文部省や、大学の学生課は、処分すればいいという冷酷な態度をとりたがった。大学生という立場よりも市井の不良青年に対するような懲罰主義が、教育主義よりも強かった。広浜学生主事は、それに対して、法文学部教授会の意をくみ、学生を理解しながらおだやかに解決しようという役割をもっていたのである。

文部省や学生課と学生主事広浜の学生処分に対する姿勢の違いが述べられている。この広浜教授の後任として考えられたのは法文学部の新明正道教授であった。法文学部教授会が推した人事であったが、文部省及び学生課は新明教授の「学生主事」就任に「難色を示した」とされる。この事態について五十年史は以下のように述べている(注4)。

社会学講座を担当し、早くより学生運動に理解あり、学業においても指導的人格においても、もっとも適任であると考えられた進歩的学者は、学部教授会の推薦と文部省・学生課長の難色との対立の焦点となつたのである。ここに学部教授会が文部省と意見を異にし、さらに大学内部の学生課長とも見解を別に
するという事態があらわになつた。

この時の人事で学生主事は欠員となり、法文学部内に三科各一人の「学生委員」教授が置かれ、新明教授は文科の「学生委員」として学生問題に関わるようになった(注5)。

今号はここまでとし、次号以降も紹介を続けたい。

(注1)東北大学『東北大学五十年史 上』1960年、320-323頁。

(注2)同上、320頁。

(注3)同上、320頁。

(注4)同上、321頁。

(注5)同上、321頁。

近代日本における大学予備教育の研究(31)

—大学予科の学科課程 同志社大学②—

やまもと たけし
山本 剛(早稲田大学大学史資料センター)

はじめに

前号では、同志社大学が二年制予科を新たに併置した理由を探った。

同大学は、中学校卒業者の入学志望者が減少していたことを理由として、二年制予科を併置したのであった。こうして同大学予科は、三年制と二年制が併置されることになる。

ところで、両者の学科課程はどのような内容であったのだろうか。本号では、はじめに大学設立時の同大学予科がどのような内容であるのかを検討する。その際、予科設置時の学科課程をめぐる意見に注目したい。

1 大学予科の学科課程をめぐる意見

1920(大正9)年に同志社大学は、法学部(政治学科、経済学科)、文学部(神学科、英文学科)の学部と大学院、そして、三年制の大学予科が設置認可された¹。

なお、同志社大学では、大学「昇格」にあたり、学内で「基督教主義大学」をめぐる論議がなされたことは同大学沿革史でも記述している。

それは大学「昇格」によって、法令上の規定に準拠することが、同校の宗教的な「精神教育」を稀薄にするのではないかと危惧する意

見が出されたことであつた。こうしたなか、同大学総長海老名弾正は、1924(大正13)年11月の『同志社時報』に「同志社のなやみ」という題で、次のような意見を述べていることは、大学に「昇格」しても同校の宗教的な精神教育はあくまでも行う、という同大学の意識を伝えるものとして注目できよう²。

同志社が認可学校の特典に浴せんがために文部省の要求を容れ、又教師の補充に窮して、官立学校出身の人物を増加し、更に文部系学校の生徒を入学せしめたことは同志社教育をして次第々々に世間化せしめた所以であらう。(中略—引用者)

然れども同志社教育は明治十年又は二十年代の卒業生が想像する程世間化しては居らない。同志社は依然として基督教主義を以て其精神教育の主眼と為して居る。

このような基督教主義を掲げるなか、前述の「基督教主義大学」をめぐる論議では、予備教育段階の大学予科の学科課程に、キリスト教に関する学科目を設置すべきであるという意見が出されていた。1920年(大正9)年10月の『同志社時報』の論説には³、大学予科の学科課程にキリスト教系の学科目を以下のように配置する案が示された。

大学予科三年の間、毎週二時間を之(基督教主義の教育—引用者)に当て 第一年に、「宗教と人格の成長」及び「宗教と社会の進歩」等の事実を、伝記、歴史、学理等より講じ 第二

年に、「基督教史一般」及び「基督教概論」等を講じ、第三年に、
聖書研究を試む

このように大学予科の段階で基督教に関する内容を習得させようとする意見には、法令に準拠しながらも宗教系大学としての教育を重視し、さらには基督教の「精神教育」は、予科の時期に施すことが必要であるという認識があったと解することができよう。

では、大学予科の学科課程編成はどのようなものであったのだろうか。次号で検討する。

¹『公文類聚』第四四編 大正九年 卷二十四 (2A11類1365)

国立公文書館所蔵。

² 海老名弾正、社説「同志社のなやみ」『同志社時報』(大正13年11月、第224号)。

³ 島原逸三、論説「同志社大学に於ける基督教的徳育問題」『同志社時報』(大正9年10月1日、第179号)。

教育史研究のための大学アーカイブズガイド(4)

—日本における大学アーカイブズ設置の契機—

たなか さとこ
田中 智子(早稲田大学大学史資料センター)

前号では日本に大学アーカイブズと称されるものがどれだけ存在するかということについて述べた。日本の大学アーカイブズは前号掲載の一覧にある通り、文書館、史料館、資料室、大学博物館、附置研究所、図書館の一部、事務部局の一部など、様々な形態で存在している。今号ではそれらがどういった経緯・契機で設置されたのか、について述べていく。

前号の一覧に掲載されている114機関(設置当初の組織と異なる場合は当初の組織)のうち、各機関のホームページおよび紀要・ニューズレターの記載から設置の契機が判明しているのは41機関ある。これについてまとめたものが下記の表である。

| 機関名(設置当初の組織名) | 設置年 | 設置の契機 |
|-------------------------|-------|---------------|
| 大阪大学アーカイブズ | 2012年 | 情報公開法、国立大学法人化 |
| 大阪市立大学大学史資料室(大阪市立大学史料室) | 1988年 | 年史編纂 |
| 金沢大学資料館 | 1989年 | キャンパス移転 |
| 九州大学大学文書館(九州大学大学史料室) | 1992年 | 年史編纂 |
| 京都大学大学文書館 | 2000年 | 情報公開法、年史編纂 |
| 東京大学文書館(東京大学史史料室) | 2014年 | 年史編纂 |

| | | |
|---------------------------|-------|-------------|
| 東京工業大学博物館資史料館 | 2013年 | 周年記念事業 |
| 東北大学史料館(東北大学記念資料室) | 1963年 | 年史編纂 |
| 名古屋大学大学文書資料室(名古屋大学史資料室) | 1996年 | 年史編纂 |
| 広島大学文書館 | 2004年 | 情報公開法、年史編纂等 |
| 北海道大学大学文書館 | 2005年 | 年史編纂 |
| 愛知医科大学アーカイブズ(愛知医科大学大学文書室) | 2008年 | 年史編纂 |
| 大阪音楽大学音楽博物館(大阪音楽大学校史史料室) | 1989年 | 年史編纂 |
| 学習院アーカイブズ(総務部総務課院史史料室) | 2011年 | 年史編纂 |
| 神奈川大学資料編纂室 | 1989年 | 年史編纂 |
| 関西大学年史編纂室(関西大学年史資料編纂室) | 1975年 | 年史編纂 |
| 関西学院学院史編纂室(関西学院院史資料室) | 1978年 | 学内歴史資料の保管 |
| 慶應義塾福澤研究センター(慶應義塾塾史編纂所) | 1951年 | 年史編纂 |
| 恵泉女学園史料室(恵泉女学園資料室) | 1980年 | 年史編纂 |
| 甲南学園学園史資料室 | 1957年 | 理事長の肝いり |
| 神戸女学院史料室 | 1972年 | 年史編纂 |
| 国土館史資料室(国土館資料室) | 1989年 | 年史編纂 |
| 駒澤大学禅文化歴史博物館大学史資料室 | 2003年 | 周年記念事業 |
| 淑徳大学アーカイブズ | 2010年 | 周年記念事業 |
| 成蹊学園史料館(中村春二記念室) | 1983年 | 卒業生の申し入れ |

| | | |
|---------------------------------|-------|------------------|
| 創価大学創価教育研究所(創価教育研究センター) | 2000年 | 周年記念事業 |
| 玉川大学教育博物館学園史料室(玉川学園史編纂室) | 1976年 | 年史編纂 |
| 津田塾大学津田梅子資料室 | 1980年 | 周年記念事業 |
| 東京女子医科大学史料室吉岡彌生記念室(東京女子医科大学史料室) | 1966年 | 年史編纂 |
| 同志社社史資料センター(同志社社史史料編纂所) | 1963年 | 年史編纂 |
| 東北学院史資料センター(東北学院資料室) | 2001年 | 年史編纂 |
| 東洋大学井上円了記念学術センター | 1990年 | 井上円了に関する研究プロジェクト |
| 日本女子大学成瀬記念館 | 1984年 | 周年記念事業 |
| 梅花学園資料室 | 1975年 | 年史編纂 |
| 武蔵野美術大学大学史史料室 | 1991年 | 年史編纂 |
| 明治大学史資料センター | 2003年 | 年史編纂 |
| 桃山学院史料室 | 2004年 | 年史編纂 |
| 立教学院史資料センター | 2000年 | 年史編纂 |
| 立教学院展示館 | 2014年 | 周年記念事業 |
| 立正大学史料編纂室 | 2014年 | 年史編纂 |

以上のデータを見てみると、大学アーカイブズ設置の契機として最も多いのが年史編纂である。上記の41機関を例にみても、沿革などから年史編纂を契機に設置されたのが判明しているのは27機関(国立8機関、私立19機関)であり、約3分の2の機関が年史編纂を契機に設置されていることがわかる。具体的には、年史編纂のた

めに設置された編纂室が収集した資料を、年史刊行後も継続的に収集・保存していくために、編纂室を改組してアーカイブズ機関が設けられたケースが最も多い。

また年史編纂を契機としていなくても、その事業の中に年史編纂を入れている機関もあり、年史編纂時に収集した資料を基幹資料の一つに位置付けている機関もある。例えば、東京外国語大学文書館ホームページをみると、「『東京外国語大学史』(1999年)が編纂されてから、早くも15年近い年月が経ちましたが、その編さんに際し収集された史資料群は、文書館で保管しています。これらに加え、学内外に遺された貴重な史資料を調査・収集し、保存・活用するため、積極的に活動を開始いたしました。」と書かれている¹。

年史編纂の次に多いものとしては、大学・学園の周年記念事業の一環として設置されるケースである(7機関)。このケースの特徴としては、展示をメインとした機関に多いということである。例をあげると、日本女子大学成瀬記念館は日本女子大学創立80周年記念事業の一環として、立教学院展示館は立教学院創立140周年記念事業の一環として設置されている。周年記念行事を機に、在学生や校友、大学・学園関係者向けに大学・学園やその創設者の歴史を顕彰する場として設けられたことが考えられる。前述の年史編纂も、周年記念事業の一環として行われることも多く、そういう意味では年史編纂を含む周年記念事業は大学アーカイブズと切っても切り離せない関係であるといえる。

その他の特徴としては、2000年以降に設置され、国立公文書館等の指定を受けている機関は、情報公開法(1999年制定、2001

年施行)を設置の契機としてあげていることである。大学文書館が国立公文書館等の指定を受けるようになったのは、公文書管理法(2009年制定、2011年施行)が契機ではあるが²、大学文書館の萌芽は情報公開法の制定に見られるのである。

以上見てきたように、日本の大学アーカイブズの多くは年史編纂や周年記念事業を契機に設置されているが、国立大学では情報公開法制定以降、大学文書館の設置も見られるようになる。では、これらの大学アーカイブズはどういった目的を持ち、どのような事業を行っているのだろうか。これについては次号で述べていく。(つづく)

1 東京外国語大学文書館「館長あいさつ」

(<http://www.tufs.ac.jp/common/archives/concept.html>)

2 「公文書等の管理に関する法律」第2条(一部抜粋)

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

「公文書等の管理に関する法律施行令」(一部抜粋)

第2条 法第2条第3項第2号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 三 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

教育における自治(3) 石田雄『自治』を読む(2)

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

前号に続いて、「自治」という用語の使われ方の歴史をまとめた石田雄『自治』を紹介していきたい。

今回取り上げるのは、英語 self government の翻訳語としての自治である。

フランシス・リーバーの自治論の翻訳

フランシス・リーバー(Francis Liever, 1800~1872)の、*Civil Liberty and Self Government* (1853)は、日本にself governmentの訳語としての「自治」(自分で自分を治める)という考え方を導入する上で注目すべき役割を果たしていると石田は指摘している¹。

石田は、リーバーの自治論を林董の訳書である『自治論：一名・人民の自由』(林氏蔵版、1880年)のなかの「自治トハ始めニ政体ヲ創立スルニ方リテ人民ノ共同ヲ以テスルノミニ止マラズ之ヲ以テ為政ノ常規ト為スニ在リ」と「自治ハ自由アル所ニ於テ必在ナル者ナリ」の2箇所をリーバーの自治論の要点として紹介している²。

石田はこの2箇所が、自由と自治を不可分の関係としてとらえたリーバーの自治論の特徴をよく表していると述べるとともに、林の翻訳がリーバーの原著の文意を正確に翻訳したものであると指摘している²。

石田は、リーバーにおける自由と自治の不可分の関係を、次のように説明している。

要するに、他人に支配されているとは自由になれない。自由を実現するためには、あらゆるレベルでの自治が必要であるというのが、この本で示された基本的な考え方であった。

上記のような、自由実現のためには様々な「自治」(自分で自分を治めること)が必要である考え方は、明治初期の自由民権活動家たちに有力な思想的基盤を提供するとともに、一種の流行語にもなっていたと石田は指摘している。

以前、第一高等中学校の寄宿舎自治導入の事情を考察した際、1889年頃、舎監の煩瑣な取り締まりに反発する生徒たちのなかに自然発生的に「自治」を提唱する声があったらしい、ということを紹介したことがある³。この時の「自治」は、上記のような自由と結びついた「自治」だったのだろうか、それとも次号で紹介する明治憲法体制確立期における別の意味の「自治」だったのだろうか。あらためて当時の第一高等中学校生徒をめぐる言論状況に興味を湧いた。

また、リーバーの自治論の林による訳書は、国立国会図書館デジタルコレクションでweb公開されているので、近いうちに読んでみたいと思う。

1 石田雄『自治』三省堂、1998年、14頁。

2 同前掲書、15頁。

3 拙論「第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討(その四)一寄宿舎自治制案の登場・検討と自治制導入一」(『1880年代教育史研究年報』第4号、2012年10月、79頁～127頁)。

《続報》今年は「女学校と女子教育」がテーマ
旧制高等学校記念館「第22回夏期教育セミナー」告知
(8月19日・20日)

かなざわ ふゆき
金澤 冬樹(記念館資料研究会委員・東京理科大学職員)

「女学生」というと、皆さんはどのようなイメージを持たれるでしょうか?テレビドラマや小説で描かれることの多い女学校や女学生ですが、その教育内容や学生文化はどのようなものだったのか…。

今年の松本市・旧制高等学校記念館「夏期教育セミナー」では、女学校や女子教育を中心テーマに据えて開催いたします。最前線の研究者のお話はもちろん、今回は地元・旧制松本高等女学校の卒業生の方からも貴重なお話をさせていただきます。ぜひ今年の夏は、歴史の香り漂う旧制松本高校校舎で、一緒に学ぶことができたらと思います。

皆さまのお越しを心よりお待ちしております。



長野県松本蟻ヶ崎高校
(旧:松本高等女学校)

《開催概要》

開催日 2017年8月19日(土)・20日(日)

場所 旧制高等学校記念館・旧制松本高校講堂(長野県松本市)

【1日目(19日)】 午後2時開会

●基調講演 稲垣恭子先生(京都大学 教授)

「男子の教養、女子の教養—旧制高校と女学校」(仮)

●記念イベント

旧制松本高等女学校ご卒業生による女学校時代のお話

●懇親会(自由参加) 午後5時30分～午後7時

【2日目(20日)】

●研究発表会 午前9時開会

・難波知子先生(お茶の水女子大学 准教授)

「制服をめぐる女学生文化 —男女の制服に対する語りを比較して—」(仮)

・土田陽子先生(帝塚山学院大学 教授)

「旧制中学校と高等女学校にみる模範生徒像」(仮)

・佐藤八寿子先生(京都女子大学等非常勤講師)

「はいからさんとバンカラ君」(仮)

●旧制高校OBによる記念館展示と旧校舍見学会

●参加者による研究情報交換会

午後3時終了予定

●費用など

講演会・記念イベント・研究発表会の参加費は無料

※懇親会(4000円)や2日目昼食(1000円)をご希望の方は8月10日までに申し込みをしてください。



女学校に関する様々な研究

●お申込み・お問合せ

松本市立 旧制高等学校記念館

電話 0263-35-6226

旧制高等学校記念館HP <http://matsu-haku.com/koutougakkou/>

「第22回 夏期教育セミナー」について

<http://matsu-haku.com/koutougakkou/archives/579>

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

- 1.(目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
- 2.(記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
- 3.(刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
- 4.(編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
- 5.(執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
- 6.(記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
- 7.(記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらゐを目安とします。
- 8.毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
- 9.ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
- 10.ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
- 11.以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

編集後記

このたび、1965年に山口県下関市で採集されていた恐竜の卵化石が、国内では新種の可能性がある!ことが判明したという。驚。当時、18歳の男子高校生が友人らと採集したそうだが、発見した段階の詳細なスケッチと現場写真と化石を合わせて半世紀以上、自宅で保管していたそうである。結果的に国内で最初に発見された恐竜化石となり、日本恐竜研究史を書き換える世紀の発見といえるだろう。今夏、福井県勝山にある恐竜博物館で特別公開される。夏休み中の子どもらにとってもきっと人気で、恐竜化石はワクワクさせてくれるだろう。(谷本)

同志社大学は、早稲田大学と「学部学生交流制度(交換留学)」を行っています。両校では、半年間の在籍が可能であり、授業科目の履修および単位の修得ができるようです。今後も大学間でこういう取り組みが増えると良いと考えます。(山本剛)

はやく梅雨が明けてほしい、切に思います。「記録的」とされる雨が各地で降っていますが、福岡ではまもなく博多祇園山笠。山笠が終わるとだいたい梅雨明けです。(山本尚史)

文部科学省が、都内23区の大学に向けて入学定員増の抑制を求めたことが話題になりました。大学における学生数というのは非常に重要なテーマです。戦後は高度成長期を中心に学生数の急増をしてきましたが、どこまで理念があったのか。大学に身を置くものとして、個人としても明確な考えを持たなければならないと反省している日々です。(金澤)

本号にも金澤さんからの再告知がありますが、8月19日・20日はぜひ松本でお目にかかりたいです。ところで、勤務先の学生は、今年度前期は4月6日から授業が始まり、8月初旬まで定期試験があります。学生の空きコマがどれくらいあるか分かりませんが、この季節の大学生は、中学・高校と比べても同等以上の時間を授業や定期試験に使っているかもしれません。(富岡)

7月は担当している留学生プログラムの季節。期間中に滞在する64名の留学生の学習内容と安全のことを四六時中考えています。(小宮山)